

件名	松前町印鑑条例の一部を改正する条例
主管課	町民課
関係課	
改正対象	松前町印鑑条例（昭和 51 年松前町条例第 21 号）
根拠法令等	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号） 印鑑登録証明事務処理要領（昭和 49 年自治振第 10 号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）
制定（改正）理由	印鑑登録資格において成年被後見人を一律に排除するのではなく、個別的・実質的に審査することができるようにするため
制定（改正）の主な内容	【改正】 第 2 条 2 項 印鑑の登録ができない者のうち、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改正する
施行日	公布の日
【その他参考事項】	